（再生利用等事業者の廃止の届出）

第二十六条　再生利用等事業者は、その認定に係る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の十日前までに、様式第十六による届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

［新設］

（軽微な変更の届出）

第二十七条　法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（登記事項証明書を添付する場合にあっては、三十日）以内に、様式第十七による届出書に当該変更に係る第二十二条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

［新設］

（再生利用等事業者の認定証）

第二十八条　令第十条に規定する認定証は、様式第十八のとおりとする。

2　前項の許可証の交付を受けた者は、法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出を行ったときは、様式第十九による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出し、当該変更に係る認定証の書替えを受けなければならない。

［新設］

（再生利用等事業者の認定証の再交付の申請）

第二十九条　令第十一条の規定による認定証の再交付の申請は、様式第二十による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。また、認定証が汚損されたために再交付の申請を行うときには、当該認定証を当該申請書に添付しなければならない。

［新設］

（移動書類に係る届出）

第三十条　法第十六条の規定による読み替え後の法第十二条第一項第一号に掲げる場合における同項本文の規定による届出は、毎年二月二十八日までに、その前年におけるその認定に係る特定有害廃棄物等の再生利用等に関し、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等目的輸入事業者（再生利用等を行った当該特定有害廃棄物等を他の再生利用等事業者に搬出した場合には、当該他の再生利用等事業者を含む。）ごとに様式第二十一による報告書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

2　前項の報告書には、再生利用等を行った特定有害廃棄物等の第八条第一項に規定する様式第四による通知書、同条第二項に規定する様式第五による通知書及び移動書類の写しを添付しなければならない。

［新設］

（身分を示す証明書）

第三十一条　法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第二十二のとおりとする。

［新設］

別表第一（第一条、第二条関係）

	地域	特定有害廃棄物等
一	経済協力開発機構の我が国以外の加盟国	条約附属書ⅣAに掲げる処分作業を行うために輸出される特定有害廃棄物等
		条約附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うために輸出される鉛蓄電池（破砕されているか否かを問わない。）
二	前項の中欄に掲げる地域以外の地域	全ての特定有害廃棄物等

（身分を示す証明書）

第七条　法第十六条第三項の証明書の様式は、様式第六のとおりとする。

［新設］